

あかし保健所 多目的ホール貸館業務

明石市保健所設置条例（以下「条例」という）及び明石市保健所設置条例施行規則（以下「施行規則」という）に基づきあかし保健所1階多目的ホールの貸館に関する業務を実施する。

(1) 貸館時間及び休館日

- (ア) 貸館時間 9時00分～21時00分
- (イ) 休館日 毎週月曜日及び年末年始（12月29日から1月3日）
- (ウ) 貸館受付日時 午前9時から午後5時（12月29日から1月3日を除く毎日）

(2) 業務内容

- (ア) 使用申請の受付（変更申請を含む）、報告書等作成管理
- (イ) 1階ホール及び附属設備の使用料の徴収及び市への納付業務
- (ウ) 使用取消申請の受付及びそれに伴う1階ホール及び附属設備使用料の返金事務
- (エ) 貸出に伴う館内の案内、施設使用に際しての指導・助言
- (オ) 設備を利用する場合の利用者との事前打ち合わせ
- (カ) 設備の操作、パーティションの設営などホール使用のための作業

(3) 使用料の取扱についての留意事項

- ・使用料は条例に基づく金額とし、その収入は市に帰属するものとする。
- ・窓口で徴収した使用料は盗難、紛失等が生じないように金庫等で保管し、甲の定める期間において、予約状況、予約面積など使用料がわかる資料の提出と共に市に納入すること。
- ・使用料の報告は月締めとし、次月5日までに使用回数及び使用面積等、使用料がわかる使用実績、その他甲が求める報告書を提出すること。
- ・使用料の受け取りに際し、釣銭対応ができるように準備しておくこと。

(4) その他

- ・受託者は、本契約に含まれる使用料の取り扱いに際し、盗難、紛失等の損害賠償に備え必要な賠償保険に加入しなければならない。
- ・予約管理については受託者で手配した予約システム等で管理すること。
- ・受託者は1階ホールの予約状況を市のホームページで閲覧可能とすること。
- ・受託者は甲からの要求により、1階ホールの指定期間内の予約状況ならびに使用料等について速やかに報告書の提示を可能とすること。
- ・その他、業務遂行に必要な事項については別途協議するものとする。